

# 伊予市 じんけん教育

一人ひとりの人権が尊重される、  
明るい伊予市をめざして



2017 No. 25

編集・発行 伊予市教育委員会  
愛媛県人権教育協議会伊予市支部  
〒799-3113 伊予市米浜820番地  
TEL.089-982-5155 FAX.089-982-5156

## 豊かな心を育みながら

## 伊予幼稚園

行道山のふもと、田畑が広がる緑豊かな自然の中に、五十九名の子どもたちが毎日元気に生活している伊予幼稚園があります。明るく、素直で好奇心旺盛な子どもたちは、とつても仲の良い保護者集団と、温かい地域にいつも見守られています。

四月、れんげ畑を探していると、「入って遊んでもいいよ、どうぞ」と地域の方に声を掛けて頂き、大喜びで遊びに出かけました。



いっぱい摘んだよ

畑一面をピンク色に染めたれんげに大興奮の子どもたち。「おかあさんにあげる」「首飾り作って」と花を摘ん

だり、寝転んでみたり、てんとう虫やカエルを追いかけて友達と見せ合ったりと、大喜びで遊びました。春ならではの自然を満喫しながら、自分たちが育つ地域のすばらしさも、感じてほしいと願っています。

伊予幼稚園では、うさぎや

カメ、子どもたちが捕まえてきたカタツムリやどじょうなど、いろいろな小動物を飼育しています。ある日、飼い主を捜しているうさぎが二匹、幼稚園にやってきました。飼ってくれる家庭を探しましたが見つかりません。やせっぽちで、必死にえさを食べる二匹を見て、「幼稚園におつたらいよいよ」という年長組さんの言葉で、幼稚園で飼うことになりました。『まー君』と『より君』と名前を付けて、幼稚園のうさぎは、なんと四匹になりました。

うさぎのお世話は年長組の子どもたちの大切な仕事です。毎日当番が、うさぎ小

屋の掃除をして、水を替え、えさをあげながら、「かわいいね。この葉っぱもおいしいよ」とやさしく声を掛けています。年少組と年中組の子どもたちもその様子を



仲良く食べてね

見ながら、自分たちもえさがやりたくて、仲間入りをしています。子どもたちが、身近な生き物と触れ合う中で心を動かされ、命の不思議さや尊さに気付いてほしいと思っています。

園内の環境全てを遊びの材料にしてしまおう子どもたち。雨上がりの園庭で、「気持ちいいね」「ぽにょぽにょだ」と裸足になって、土や泥の感触を楽しみます。どろどろを楽しんでいたかと思



気持ちいいね！

うと、泥のケーキやおだんごができ、反対側では、川も現れました。最後には泥の中に寝転ぶ子まで……。こうして夢中になって遊ぶ中で、友達と一緒に楽しむという経験を積み重ねていきます。自分の思いが通らず、けんかになることもありますが、相手の思いに気がつき、友達関係を深めていきます。心身ともに柔軟で人格形成の基礎が培われるこの幼児期に伊予幼稚園でのいろいろな遊びや生活経験を通じて、豊かな心を育ててほしいと思っています。そして、「友達大好き！南伊予大好き！」の子どもたちに育ってほしいと願っています。

# 豊かな心を持ち、たくましく生きる南山っ子 南山崎小学校

南山崎小学校では、「豊かな心を持ち、たくましく生きる南山っ子」を育成するために大きく二つの目標を掲げている。

一つ目は、豊かな心と健やかな体を育てていくこと、二つ目は確かな学力を定着させること、三つ目は、子どもたちに命を大切にすることを養うことである。

**豊かな心と健やかな体を育てていくこと**

本校では縦割り班活動に力を入れていく。一年生から六年生までを八つの縦割り班に分け、毎日の掃除や二学期の運動会、三学期の遠足、毎週一回行う全校遊びを縦割り班で行っている。その中でも年に何回か「南山魂杯」と称し、縦割り班での対抗戦を行っている。今年度の第一回はドッジボール大会をし、大いに盛り上がった。そのほかに運動会の縦割り班種目やレクリエーションゲームなどでも対抗戦を行う予定である。また、三学期には南山崎の校区巡りを目的としたウォークラリー遠足も縦割り班対抗で行っている。この活動のねらいは四点ある。

一点目は、南山崎小校区の自然や歴史に親しみ、地域のよさに気付くことである。二点目は、校区を自分の足で歩くことにより、地域のよさを知り、故郷を大切に思う気持ちを育てることである。三点目は、地域の人々や異学年の児童との触れ合いを通して交流を深めることである。四点目は、縦割り班での活動を通して、互いに協力することの大切さを感じ、思い出づくりをするこことである。



ウォークラリー遠足

これらの縦割り班活動を通して、仲間意識を高めている。仲間意識を高めることが、いじめや差別の防止につながると考えている。

**確かな学力を定着させること**

学習の基礎・基本をしつかりと定着させて、学力を向上させることは、自分に自信をもつことにつながる。学力が向上することで毎日の授業がよく分かり、学校に来るのが楽しくなる。このことも、いじめや差別の防止につながることを考えている。

**子どもたちに命を大切にすることを養うこと**

特に自分も相手も大切にすることを心やいじめを絶対に「しない、させない、許さない」子どもを育てていきたい。最近のいじめは、悪口やかからかい、無視、仲間外し、暴力、金品を取り上げる、パソコンや携帯電話等を使った悪口の書き込み等、多種多様な事例が取り上げられている。特に最近の傾向としてインターネットや携帯電話、スマートフォンを使った悪質ないじめが全国的に多くなっている。本校においては、インターネット等を使つた悪質ないじめは起こっていないが、今後もインターネットや携帯電話、スマートフォンなどの

の正しい使い方を指導していきたい。

**人権啓発作品づくり**

夏休み前に人権啓発作品づくりに取り組んでいる。詩、作文、ポスターを上学年で分担して作成した。また、標語については、保護者にも作成を依頼し、昨年度は六十五点、今年度は四十六点集まった。このうち、児童作品については、地区別人権・同和教育懇談会でその地域の子どもの作品を紹介し、好評を博している。

**人権を視点とした参観授業**

二学期には、人権を視点とした参観授業を行い、保護者や地域の方に本校の取組を見ていただいている。また授業後には講演会を開き、人権に関する意識を高めている。



5年生の参観授業

# 愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会 開催

平成二十九年愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会が、五月三十一日(水)、ウエルピア伊予を会場に開催されました。百十名を超える参加者のもと、前年度の活動や決算等の報告、今年度の活動方針、予算、役員改選が審議され承認されました。また、記念講演の講師として、愛媛県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室の西原正人さんをお迎えしました。

## ◆二十九年度活動方針(要約・抜粋)

人権と共生の社会を実現するため、家庭・学校・地域と連携し、相手に寄り添い、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しく理解・判断するための人権教育・啓発を推進します。「就学前部会」では、人権・同和教育研修会を開催し、実践研究を行います。

「学校部会」では、同和問題をはじめとする様々な人権問題の歴史的・社会的背景について正しい理解と認識を深め、明るい展望をもって問題の解決に向けて主体的に取り組む意欲と態度を育てます。また、「いじめSIT OP愛顔(えがお)のそよび会議」

等の活動を通じて、いじめのない学校・社会づくりを推進し、互いの個性を尊重する仲間づくり、生活環境に努めます。

「企業・行政部会」では、業務遂行が差別意識の再生産につながらないよう、自らの差別心や差別の現実に対する認識を常に高めていく継続的な研修を積み重ねます。

「社会教育部会」では、「地区別人権・同和教育懇談会」を市内全域で開催します。課題となっている二十〜五十歳代の参加者増を図るため、親子参加を呼びかけるなど、学校・PTA等との連携に努めます。

十九年目になる「オピニオンリーダー養成講座」では、今日的な人権問題をテーマとして学び、人権・同和教育の推進者を養成します。「調査・



総会の様子

研究、啓発活動」では、五年に一度の「人権に関する市民意識調査」の実施年です。また、啓発作品の募集、機関紙(本紙)やカレンダーの発行等、啓発活動を推進します。

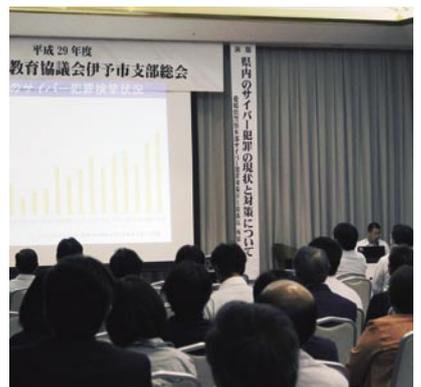
## ◆記念企画(講演)

演題「県内のサイバー犯罪の現状と対策について」

講師 愛媛県警察本部生活環境課 西原 正人氏

サイバー犯罪とは、「情報技術を利用する犯罪」である。愛媛県警に寄せられたサイバー犯罪等に関する相談件数は、二〇一四年に急増し、二〇一六年も二〇一〇件を超えている。一口にサイバー

犯罪と言っても単純なパソコンウイルスから、迷惑メール被害、名誉毀損・誹謗中傷・脅迫の被害、遠隔操作ウイルスやフィッシング、巧妙な振り込め詐欺、架空請求やデータ抜き取りなど、高度化・複雑化してきている。検挙件数も比例して増加。二〇一一年に六五件だったが、二〇一六年には百件を越えている。(愛媛県内)  
詐欺被害防止対策では、相手の自宅や職場に電話して確認する。



講演の様子

ワンクリックサイトで料金請求されない対策は、メールで送られたアドレスをクリックしない。住所・氏名・電話番号などの入力画面があっても安易に入力しない。

オークションで自分のIDを勝手に使われないためには、IDから推測されるパスワードやメールアドレスを使わない。インターネットの掲示板に誹謗中傷の書き込みや、自分の住所・名前・電話番号を載せられないためには、不用意に自分の個人情報を書き込んだり、掲示板に書き込んだりしない。

警察としては、取締りを強化しているが、インターネットを利用する皆さん一人ひとりも、自らがサイバー犯罪の被害者や加害者とならないよう、インターネットに潜む危険性を再認識していただきたい。(講演内容の要約)

# 第六十四回 四国地区人権教育研究大会 開催(松山)

今年松山市において、「四国はひとつ」の合言葉のもと、「すべての人権確立に向け、差別の現実から深く学ぶ実践をとおして、人権文化の構築をめざす教育をどのように創造していくか」を研究主題に、四国地区人権教育研究大会が、七月十二日、十四日に開催されました。

全体会での基調報告を一部紹介します。

私たちの社会には、部落問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者、ハンセン病問題、性的マイノリティ等をめぐる様々な人権課題が存在しています。これらの背景には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ十分に定着していないことが挙げられています。

昨年十二月には、待望していた「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。今こそ私たちは、現在もなお存在する部落差別の現状を見つめ直し、学校教育や社会教育・啓発のなかで、この法律の主旨をより具現化する必要があります。

次に、みならミュージカルフレンズが、宮沢賢治の生涯を

ミュージカルにした「雨二毛負ケズ」友よ、空を見上げて」を演じました。



「みならミュージカルフレンズ」による企画行事

一生懸命に伝えたい自分の思い、感情を込めた台詞、体全体を使って表現する歌唱、それら演技すべてに気持ちが引き込まれていきました。感動して、涙をこらえ切れない人々があちらこちらにいつつしゃいました。

分科会では、人権確立をめざす教育や地域の教育力の創造の実現を図るため、第一分科会か

ら、第六分科会まで、それぞれの研究テーマに添った報告や意欲的な意見交換が行われました。本市からは、六十名が参加しました。

## 【参加者の感想】

正直なところ参加する前は、消極的な気持ちであった。しかし、参加した後では、「参加してよかった」という気持ちが高まった。その理由は、二つの感動を得たからである。

一つ目の感動は、開会行事の後に行われた企画行事である。「みならミュージカルフレンズ」の発表は、観ている人全員を引き付け感動を与えた。

障がいがありながらも「一人の人間として、たくましく生きていく」出演者の発表に、私の目から自然に感動の涙が出た。自分たちの生き様を大勢の参加者に堂々と表現している出演者たち。「人が輝いて生きていく」とは、こういうことか、「一人と人が結びついて生きるとは、こういうことか」等、人間の根本を考えさせられた素晴らしい発表であった。今後、機会があれば、伊予市内での発表を期待したい。

二つ目の感動は、私が参加し

た分科会(第一分科会、人権確立をめざす教育の創造、B分科会)での香川県三豊市吉津小学校の報告である。

特別支援学級(病弱学級)に在籍する一人の児童を中心に据え、関わった子ども・大人が「差別の現実学ぶ」を地道に実践した結果、それぞれに変容していったという報告であった。障がいのある人を見たら、「可愛そう。何かしてあげよう」という気持ちになるのは当然だと思っ。しかし、この気持ちは、健常者のおごりとも取れる。困難な条件をもつ児童の気持ちや考えを周囲の人たちがしっかりと受け止め、自分のこととして取り組んだ結果、「○○さんと一緒に何ができるか」、「○○さんから何が学べるか」という意識が子どもたちや教職員、保護者に広がっていった。更には、学校の取組が地域の人たちの特別支援学級に対する偏見をも和らげていった。該当の児童が一年生のとき学校が公民館と相談し、社会福祉協議会主催で「人権研修会」を開催、今も継続されている。学校と公民館が連携して地域の教育力を高めた素晴らしい実践であった。私やそれぞれの立場ですべきことがあることを改めて考えさせられた。

# 第十九期 オピニオンリーダー養成講座

人権啓発活動推進者づくり

人権啓発活動のリーダー育成を目指して十九年目の今回は、八十二名もの受講生が参加しました。

## ◆第一講 六月一日(木)

テーマ「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」

講師 森岡郁雄(郡中小学校教諭)

福島原発事故のために、避難生活を送らざるを得ない伊予市在住の方の意見陳述書を紹介。ふるさとに帰りたくても帰れず、今なお、それまでの仕事、家族の夢などを奪われ続けており、偏見をもつ人もいる現実がある。私たちは、震災避難者の続いている苦悩を理解し、偏見をなくし、自分にできることを考え行動しなければならぬ。

### 【受講者の感想】

原発災害によりふるさとを奪われるということは、想像もできないくらい大変なことがわかった。「命以外のすべてのものを失った」という言葉は胸を締め付けられた。無関心が前に進まない一番の原因。正しい知識を身に付け、受け入れることから始めたい。

## ◆第二講 六月八日(木)

テーマ「部落差別解消の歴史」

講師 宮岡貴司(中山小学校長)

差別がなくならない一つに無

関心がある。部落差別の解消は、自分自身の問題として受け止めることから始まる。教科書無償化や統一応募用紙等、差別解消の取組が人々の利益に結び付いている。昨年「部落差別解消法」が施行。部落差別は解消しつつあるが現存する。今後一層、皆でいわれのない差別であるという正しい知識・理解をもち、解消に向かって行動することが必要。

### 【受講者の感想】

本講座で初めて部落差別を正しく理解できた。就職・教育・住居・結婚について、生まれた地域だけで差別することは許されない。迷信や偏見に惑わされることがなく、自分で考え行動することが、古い社会意識を打破する鍵だ。誤った情報に惑わされず、自分をしっかりとつこと。

## ◆第三講 六月十五日(木)

テーマ「特別支援教育の理解・合理的配慮について」

講師 友沢祐一(元愛媛県立第二養護学校長)

支援の必要な子の親が亡くなった時、その子がどう生きていくのか、それまでの教育・支援が大切。特別支援教育は、障がいのある子の自立や社会参加に向け、個々の教育的ニーズを

把握し、学習や生活上の困難の改善・克服への適切な指導及び必要な支援を行うもの。昨年四月に「障害者差別解消法」が施行。公共施設・機関、民間で、生涯にわたる適切な対応(合理的配慮)が進んできている。



講座のようす

### 【受講者の感想】

普通教育に比べ、特別支援教育が置き去りにされてきた歴史があつた。同じ地域で共に生きていくうえで、障がいについて正しく理解し、配慮ができるよううにしていきたい。

## ◆第四講 六月二十二日(木)

テーマ「小・中学校における人権・同和教育の取組」

講師 重松邦広(港南中学校教諭)

保幼・小・中学校では、子ども達の発達段階にに応じて様々な人権教育を進めている。伊予市では、人権学習の共通教材(授業パック)を作成し各学校で実施。同和問題学習は、小学六年生(歴史学習)から行う。

家庭・地域でも、正しく学んだ子どもの人権意識を支援できるように、よろしくお願ひしたい。

### 【受講者の感想】

ハンセン病問題は、偏見・差別があるゆえに、今なおふるさとに帰れない人や遺骨がある問題だと認識できた。今日の講座で、正しく認識し、考え行動する大切さが理解できた。

## ◆第五講 六月二十九日(木)

テーマ「男女が共に笑顔で輝いていきますか？」ハラスメントのない地域・職場づくり

講師 亀岡マリ子(元愛媛県男女共同参画センター館長)

男女共同参画社会は、男女共に多様な生き方を可能にし、急激な変化に対応できる活力のある社会を実現するために必要。無関心、固定的性別役割分担意識、ハラスメント等に代表される人権課題があり、家庭や地域からその解決に向けて、自ら一歩前に出ることが必要。

### 【受講者の感想】

家事は妻に甘えてしまふ。他の差別も同じだろう。行動を起こす自分に変えるにはエネルギーが必要である。自分にできることからやってみることが差別解消につながる。私は子どもを送り迎えを始めた。慣れれば次の一歩を踏み出そうと思ふ。

(講演内容、感想等は要約、抜粋)

# お知らせ

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

「いじめ防止対策推進法」(平成二十五年九月二十八日施行)、「障害者差別解消法」(平成二十八年四月一日施行)、「ヘイトスピーチ対策法」(平成二十八年六月三日施行)など、人権問題を解決するために、国の法整備が進みつつあります。そして、平成二十八年十二月十六日には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行しました。

### 部落差別解消への正しい理解を

部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で受ける様々な差別で、我が国固有の重大な人権問題です。

学校や地域での教育・啓発により、部落差別の問題を正しく理解し、差別や偏見は、解消しつつあります。この法律を機に、みんなの力で、一層一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年十二月十六日法律第九号)

#### (目的)

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

#### (基本理念)

**第二条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落

差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

**2** 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (相談体制の充実)

**第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### (教育及び啓発)

**第五条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

#### (部落差別の実態に係る調査)

**第六条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 市民意識調査へのご協力をお願い

伊予市では、「伊予市人権を尊重する社会づくり条例」に基づき、人権が尊重される地域社会の実現に向けて、様々な取組をしています。この取組がより良いものになるよう五年ごとに市民意識調査を行っています。

この調査を十月二十日(金)から十月三十日(月)まで実施します。市内の二十歳以上、千五百人の方(無作為抽出)へ調査票をお送りします。ご自宅に届きましたら、設問にお答えのうえ、返送をお願いします。